

「特定物質等の破壊に関する基準を定める 省令」の一部改正について

令和6年3月22日
経済産業省 製造産業局
化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令」の一部改正

- 令和5年10月に開催された第35回モントリオール議定書締約国会合（MOP35）において、「ポータブルプラズマアーク」の削除及び「セメントキルン焼却」の追加が決議されたため、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（以下「破壊省令」という。）の一部を下表のとおり改正する（下表の「技術」欄が改正箇所）。

破壊省令（令和2年経済産業省・環境省令第3号）の変更内容と理由

特定物質等	技術	変更理由（※）
一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書FのグループIの物質（未使用のもの、回収されたもの又は再生されたものに限る。）	セメントキルン焼却、ガス・ヒューム酸化、液中燃焼、多孔性熱反応、リアクタークラッキング、ロータリーキルン焼却、アルゴンプラズマアーク、窒素プラズマアーク、 ポータブルプラズマアーク 、水素及び二酸化炭素との化学反応、ガス相触媒脱ハロゲン化、過熱蒸気反応	サイズは小さくても破壊技術の性能に違いはないことから、ポータブルプラズマアークを窒素プラズマアークと別のカテゴリーに区別する必要はないため。
二 議定書附属書FのグループIの物質（発泡体等固体状の物に含まれるものに限る。）	<u>セメントキルン焼却</u> 、廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却、ロータリーキルン焼却	セメントキルン焼却は、濃縮源 ^{*1} のオゾン層破壊物質及び附属書FグループIの破壊効率（99.99％）を満たすことが実証されていることから、希薄源 ^{*2} の破壊効率（95％）も満たすと言えるため。
三 議定書附属書FのグループIの物質（未使用のもの、回収されたもの又は再生されたものに限る。）	ガス・ヒューム酸化、液中燃焼、リアクタークラッキング、ロータリーキルン焼却、アルゴンプラズマアーク、窒素プラズマアーク、水素及び二酸化炭素との化学反応、過熱蒸気反応	—

（※）「医療・化学物質技術選択委員会（MCTOC）2022年評価報告書」の記載内容を要約。

*1 濃縮源は、未使用の、回収された、及び、再生された特定物質等をいう。破壊省令の表上欄（一）。

*2 希薄源は、発泡体など、固体基盤の中に含まれる特定物質等をいう。破壊省令の表上欄（二）。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502M60001400003_20210101_00000000000000&keyword=%E7%A0%B4%E5%A3%8A

(参考) 関連情報

MOP35 決議XXXV/ 5:規制物質の破壊技術 (仮訳)

規制物質の破壊技術に関する決定XXX/ 6への回答を含む技術経済評価パネルの医療・化学技術オプション委員会による2022年の報告書に感謝の意を記す。

また、技術経済評価パネルによる破壊技術の破壊及び除去効率に関する評価及び承認技術リストへの掲載に関する締約国への提言に感謝するとともに、締約国に対し、国内規則の策定及び実施においてこの情報を考慮するよう提案する。

決議XXX/15において、技術経済評価パネルは、新たな説得力のある情報が利用可能になった場合には、破壊技術のレビューを提供するよう要請されていることに配慮する。

1. オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第1条5項*の目的のため、モントリオール議定書第4回締約国会議の報告書の附属書VIへの追加、かつ、決議V/26、VII/35、XIV/ 6、XXIX/ 4、及びXXX/ 6による修正として、附属書FグループI物質の濃縮源向けに既に承認された**セメントキルン焼却を、オゾン層破壊物質及び附属書FグループI物質の希薄源としても承認すること。**
2. **ポータブルプラズマアーク技術が、窒素プラズマアーク破壊技術の既に承認されているカテゴリーの部分集合であることから、モントリオール議定書第1条第5項の目的のために別途承認された技術として、ポータブルプラズマアーク技術を除くこと。**
3. 締約国に対し、破壊技術のレビューに関連する情報を事務局に提出するよう招請すること。

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和六十三年法律第五十三号)

(製造数量の確認)

第十一条 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、**特定物質等が経済産業省令、環境省令で定める基準**に従い当該規制年度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認を受けようとする者は、特定物質等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日
 - 四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所
 - 五 その他経済産業省令で定める事項